

県営まつぶし緑の丘公園 飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

松伏町では、県営まつぶし緑の丘公園に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と県有財産賃貸借契約を締結します。

自動販売機設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上、御参加ください。

1 目的

県営まつぶし緑の丘公園の指定管理者「松伏町」として、県有財産を有効活用し、公園利用者の利便性の向上を図り、自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 松伏町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては埼玉県内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 県税、町税を滞納していないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び松伏町契約規則（平成8年規則第9号）第3条の規定により松伏町の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) その他関連法規・規定に違反していない者であること。

3 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するため県有財産の賃貸借

- (2) 貸付場所及び自動販売機のサイズ

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所 (配置図参照)	自動販売機のサイズ (幅×奥行×高さ)	台数
1	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南駐車場 トイレ前 (向かって右側)	1.30m×0.90m×2.00m 以内	1台
2	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南駐車場 トイレ前 (向かって左側)	1.30m×0.90m×2.00m 以内	1台
3	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字大川戸 2606-1	南駐車場 トイレ前	1.30m×0.90m×2.00m 以内	1台

4	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	管理センター前 (向かって右側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
5	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	管理センター前 (向かって左側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
6	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	大型休憩舎 (内側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
7	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	大型休憩舎 (外側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
8	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	大型休憩舎 (内側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
9	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	里山トイレ脇 (向かって右側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
10	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	里山トイレ脇 (向かって左側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
11	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	北駐車場 トイレ脇 (向かって右側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台
12	まつぶし緑の丘公園	北葛飾郡松伏町大字 大川戸 2606-1	北駐車場 トイレ脇 (向かって左側)	1. 30m×0. 90m×2. 00m 以内	1 台

※1 物件番号3、5及び8の販売商品は、アイスクリームとすること。

※2 物件番号4及び5は、自動販売機を従前の管理センター内から移動し、管理センター前に設置する。また、物件番号10は新規に設置する。

※3 自動販売機の設置に係る工事（電源引き込み工事等）は設置事業者が実施する。

※4 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスによる扉の開閉等に支障がないかなど、メンテナンス性や機種を考慮した幅を確保できるか、必ず事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(更新なし)

本募集要項において設置が決定し、契約した事業者は、松伏町と協議の上、原則として令和8年4月6日（月）を除く、同年8年4月1日（水）から同年4月9日（木）の間に自動販売機を設置する。

4 貸付条件（別紙仕様書のとおり）

5 応募手続き

(1) 参加申込み

参加を希望する者は、参加申込書等（ウに掲げる書類）を提出しなければならない。
なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出期間

持参の場合：令和8年2月24日（火）から3月3日（火）（ただし、月曜日を除く。）

午前9時から午後4時までの間

郵送の場合：令和8年2月24日（火）から3月3日（火）【必着】まで

イ 提出方法

提出期間内に、郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合、封筒に「まつぶし緑の丘公園自動販売機参加申込書」と朱書きし、必ず書留郵便もしくはレターパックプラスで提出すること。なお、郵送による事故により、参加申込が出来なかった場合でも、松伏町は責任を負わない。

ウ 提出先

まつぶし緑の丘公園管理センター

〒343-0106 埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2606-1

電話 048-991-1211

エ 提出書類

	提出書類	提出部数	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	1部	○	○
②	賃貸借料提案書（様式第2号）	物件番号ごとに1部	○	○
③	自動販売機設置に係る提案書（様式3号）	物件番号ごとに1部	○	○
④	応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）	1部	○	○
⑤	設置する自動販売機のカタログ	同機種ごとに1部	○	○
⑥	埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）	（該当する場合）1部	○※	○※
⑦	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	1部	○※	
⑧	最新の確定申告書の写し	1部		○※
⑨	納税証明書	1部	○※	○※

※ ⑥埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）を提出する場合には、⑦、⑧、⑨の提出は不要。ただし、松伏町内に本店、支店又は事業所等及び固定資産を有する場合には、町税の納税証明書の提出が必要。【注意事項】（エ）を参照のこと。

【注意事項】

（ア）各様式に押印する印鑑は、法人の場合には代表者印とすること。ただし、代理人を定める委任状を提出している場合又は代表者印と異なる印を使用する申請を行っている場合は、その使用する印鑑とする。

（イ）②賃貸借料提案書（様式第2号）は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出すること。

（ウ）⑤設置する自動販売機のカタログは、設置する自動販売機が特定できるよう明記すること。

（エ）⑨納税証明書については以下のとおり提出すること。

⑥埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）を提出した場合、○の提出は不要。ただし、★に該当する場合は◎を提出すること。

⑥埼玉県飲料水等自動販売機設置業者登録書（写）がない場合は、該当する○及び◎を提出すること。

法人の場合

証明書の種類	法人事業税（県税）	法人県民税（県税）	法人町民税（市町村税）
--------	-----------	-----------	-------------

証明書交付機関	埼玉県県税事務所	埼玉県県税事務所	松伏町役場税務課徴収担当
埼玉県内（松伏町外）に本店、支店又は営業所を有するもの	○	○	— ※提出不要
★松伏町内に本店、支店又は営業所を有するもの	○	○	◎

個人の場合

証明書の種類	個人事業税（県税）	町県民税
証明書交付機関	埼玉県県税事務所	松伏町役場税務課徴収担当
埼玉県内（松伏町外）に事業所を有するもの	○	— ※提出不要
★松伏町内に事業所を有するもの	○	◎

法人・個人共通

証明書の種類	固定資産税
証明書交付機関	松伏町役場税務課徴収担当
★松伏町内に土地・家屋・償却資産を有する者	◎

（2）賃貸借料提案書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とする。

設置予定事業者決定に当たっては、賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって賃貸借金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

※賃貸借料には、電気使用料の見込額を含めること。

6 提出書類に関する説明

選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加申込者の負担において説明をしなければならない。

7 設置予定事業者の決定方法等

（1）設置予定事業者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数（以下、「総得点」という。）の最も高い者を設置予定事業者とする。

（ア）賃貸借料提案書（様式第2号）に記載された金額が、予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

（イ）自動販売機設置に係る提案書（様式第3号）（以下「提案書」という。）の各提案内容が、すべて記載されていること。

なお、該当がない場合はその旨を記載のこと。

イ 総得点の算定方法

総得点 = 内容点 + 価格点

評価項目及び評価点

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	1 社会貢献度	ボランティア活動等の実績	8点
	2 設置施設対応	商品補充及びゴミの回収頻度	6点
	3 自動販売機機能	省エネルギー性能、災害対応機能、電子マネー機能、環境配慮提案、リサイクル啓発に関する提案、抗ウイルス抗菌加工の施工、その他有益な提案	20点
	4 商品内容	販売商品内容（商品構成におけるリサイクル 100%のペットボトルの割合や自動販売機の商品数）	6点
	小計点		40点

価格点	提案価格	提案賃貸借料に基づき算定	60点
-----	------	--------------	-----

総得点	100点
-----	------

ウ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

(2) 設置予定事業者の選定時期

選定は、令和8年3月中旬に行う予定である。

(3) 選定結果の通知

選定後速やかに、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

(4) 設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項についてまつぶし緑の丘公園のホームページに掲載するものとする。

- ・公募自動販売機数

- ・公募参加者数
- ・設置事業者決定日
- ・各設置事業者名
- ・各設置事業者の総合評価得点（総得点）

8 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は次による。

(1) 質問の方法

質問は、令和8年2月12日（木）から2月19日（木）正午までに、質問書（様式第4号）の様式を使用し、電子メールにより、下記「10 問い合わせ先」に示すメールアドレスあてに提出すること。

その際、質問書を送付する際のメールの件名は、「【申込者名】自動販売機質問書」とし、質問は必要最小限とすること。

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、各設置事業者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和8年2月20日（金）までにまつぶし緑の丘公園のホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 本書に定めがない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、及び松伏町契約規則（平成8年規則第9号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置並びに現に受けている行政財産使用許可の取消及び普通財産貸付契約の解除を行うことがある。
- (4) 自動販売機設置に係る契約書等の文書は、情報公開請求により第三者へ公開する場合がある。

10 問い合わせ先

まつぶし緑の丘公園管理センター 細井
住 所 〒343-0106
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸2606-1
TEL 048-991-1211
FAX 048-992-5216
E-mail m-park@town.matsubushi.lg.jp

《参考データ》自動販売機の設置済み場所の年間売上本数等

物件番号	設置場所	種別	1年間の売上本数等 (R6.4～R7.3)	自動販売機の サイズ (幅×奥行)
1	南駐車場 トイレ前 (向かって右側)	飲料水（缶・ペットボトル）	12,267本	1.19m×0.79m
2	南駐車場 トイレ前 (向かって左側)	飲料水（缶・ペットボトル）	11,176本	1.19m×0.79m
3	南駐車場 トイレ前	アイスクリーム	5,434本	1.00m×0.80m
4	管理センター内	飲料水（缶・ペットボトル）	10,586本	1.16m×0.73m
5	管理センター内	アイスクリーム	5,687本	1.17m×0.85m
6	大型休憩舎（内側）	飲料水（缶・ペットボトル）	12,161本	1.18m×0.72m
7	大型休憩舎（外側）	飲料水（缶・ペットボトル）	14,552本	1.19m×0.73m
8	大型休憩舎（内側）	アイスクリーム	16,044本	1.17m×0.85m
9	里山トイレ脇	飲料水（缶・ペットボトル）	12,035本	1.19m×0.72m
10	里山トイレ脇	—	—	—
11	北駐車場 トイレ脇 (向かって右側)	飲料水（缶・ペットボトル）	10,660本	1.18m×0.72m
12	北駐車場 トイレ脇 (向かって左側)	飲料水（缶・ペットボトル）	6,447本	1.18m×0.72m

※令和8年度から物件番号4及び5は、自動販売機の設置場所を従前の管理センター内から建物の外へ移動し、管理センター前に設置します。また、物件番号10は新規に設置します。